

山梨県公報

第二千三百四十号

平成二十五年

七月二十五日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の解除……………五〇七
保安林の指定施業要件の変更予定(三件)……………五〇七

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………五〇八
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………五〇八
一般競争入札について……………五〇九
落札者の決定について……………五〇九
換地処分の実施(二件)……………五一〇
土地区画整理組合の設立の認可……………五一〇
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………五一〇

告示

山梨県告示第二百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十五年七月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 解除に係る保安林の所在場所
北杜市明野町浅尾字浅尾原五二五九の三五九一から五二五九の三五九四まで
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山梨県告示第二百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十五年七月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
都留市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。()

山梨県告示第二百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十五年七月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
都留市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十五年七月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
都留市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年七月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人〇ズ
 - 2 代表者の氏名 清水 啓介
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県都留市朝日馬場四百二番地
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、自殺企図者に対して、自殺多発地域及びそれらに関連する場所等で声かけ等に関する事業を行い、山梨県内の自殺者数減退に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十五年七月十七日から同年九月十六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年七月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人ポール・ラッシュの会
 - 2 代表者の氏名 浅川 カ三
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市高根町清里三千五百四十五番地
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、広く社会に対して、ポール・ラッシュ博士の理想と業績を紹介するとともに、その精神を受け継ぐ地域振興と国際親善に関する事業を行い、自由で公正な社会づくりに寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十五年七月十七日から同年九月十六日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月二十五日

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年七月十八日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人甲府駅北口まちづくり委員会
 - 2 代表者の氏名 赤岡 利行
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市北口二丁目十四番十四号
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、甲府駅北口に係るまちづくり事業を自らの手で行うことにより、地域の総合的かつ一体的推進に寄与するとともに、伝統と歴史を守り、それを現代に活かし未来に繋げるにより広く公益の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十五年七月十九日から同年九月十八日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年七月二十五日

山梨県立産業技術短期大学校事務局長 藤 本 勝 彦

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 購入物品の名称及び数量
マシニングセンタ等工作機械類 一式
- 2 購入物品の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限
平成二十六年一月三十一日
- 4 納入場所
山梨県都留市上谷五丁目七番三十五号
山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパス
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 平成二十五年における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十五年山梨県告示第八十八号）の一に定める競争入札に参

加することができる者であること。

- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるものでないこと。
 - 4 入札告示の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
千四〇二 〇〇五三
山梨県都留市上谷五丁目七番三十五号
山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパス
電話〇五五四 四三 八九一
 - 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十五年八月八日（木）までの、山梨県の休日を除く毎日（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
 - 3 入札参加資格申請書の提出方法
この公告の翌日から平成二十五年八月八日（木）までの、県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に提出する。
 - 4 入札及び開札の日時及び場所
平成二十五年九月五日（木）午後二時
山梨県都留市上谷五丁目七番三十五号
山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパス会議室
 - 5 郵便による入札書の受領
郵便による入札書の受領は行わない。
 - 6 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第二百二十条の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九十二条の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 違約金の有無

有

6 最低制限価格の有無

無

7 前払金の有無

無

8 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。また、この場合においては、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

9 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured
Machine tools, such as machining center
1 unit

2 Date and time for tender
2:00PM September 5, 2013

3 Bureau in charge
Yamanashi Industrial Technology Junior College Tsuru campus
5-7-35 Kamiya Tsuru-shi Yamanashi-ken 402-0053 Japan
TEL 0554-43-8911

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十五年七月二十五日

一 落札に係る物品等の名称及び数量
山梨県立産業技術短期大学校事務局長 藤 本 勝 彦

CAD/CAMシステム等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県立産業技術短期大学校塩山キャンパス 山梨県甲州市塩山上於曾一三〇八

三 落札者を決定した日
平成二十五年七月九日

四 落札者の氏名及び住所
関東物産株式会社 東京都中央区日本橋本町一丁目五番九号

五 落札金額
二千九百八十万円

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十五年五月三十日

● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

県営畑地帯総合整備事業（御勅使川沿岸地区第2工区）の換地処分を平成二十五年七月十二日実施した。

平成二十五年七月二十五日

山梨県知事 横内 正明

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（御勅使川沿岸地区第5工区）の換地処分を平成二十五年七月十二日実施した。

平成二十五年七月二十五日

山梨県知事 横内 正明

● 土地区画整理組合の設立認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十四条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可した。

平成二十五年七月二十五日

山梨県知事 横内 正明

一 組合の名称

市川三郷町富士川町山王土地区画整理組合

二 事業施行予定期間

平成二十五年年度から平成二十八年年度まで

三 施行地区

西八代郡市川三郷町大字黒沢字山王の一部及び南巨摩郡富士川町大字駅前通二丁目字沢ノ戸の一部

四 事務所所在地

西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十番地三 市川三郷町役場内

五 設立認可の年月日

平成二十五年七月二十五日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板並びに市川三郷町役場及び富士川町役場の掲示板に掲示して行う

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士吉田市中丸土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。

平成二十五年七月二十五日

山梨県知事 横内 正明

一 退任

氏名	住所
太田 一男	富士吉田市小明見千七百四十四番地
三浦 憲二	富士吉田市小明見千四百七十番地

二 就任

氏名	住所
勝俣 東洋樹	富士吉田市小明見千三百四十二番地の一
三浦 憲博	富士吉田市小明見千四百七十番地

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番